

建築基準法施行条例の解説

(昭和47年5月27日 条例第83号)

令和2年1月作成

令和3年2月改正

沖縄県 土木建築部 建築指導課 編

本解説は、建築基準法施行条例の内容について一般的な解説を行ったものです。
詳細については、沖縄県土木建築部建築指導課指導班又は各土木事務所建築班までお問い合わせ下さい。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条、第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限並びに建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域内における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】 条例を制定するにあたり、その法的根拠と範囲について定めたものです。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

【解説】 条例で使用する用語の定義について定めたものです。
本条例で使用する用語は、法及び政令にて使用されている用語と同じ定義にて使用します。

第2章 災害危険区域

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定による災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - (2) 前号に定める区域のほか、急傾斜地の崩壊、地すべり等による危険の著しい区域のうち知事が指定する区域
- 2 知事は、前項第2号の災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、第1項第2号の災害危険区域を指定するときは、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
 - 4 第1項第2号の災害危険区域の指定又は廃止は、前項の告示によってその効力を生ずる。

【解説】 災害危険区域の指定に関する区域の定義と取扱いについて定めたものです。

なお、令和元年12月現在の沖縄県内における災害危険区域の指定状況は、急傾斜地崩壊危険区域のみとなっています。

◎区域の検索方法

①検索エンジンで「沖縄県地図情報」を検索する。



沖縄県地図情報システムから「防災」中「土砂災害危険箇所」を検索する。



「ご利用上の注意」について「同意する」をクリックする。



地図上で検索したいエリアをクリックし、凡例の「急傾斜地崩壊危険区域」を指定し、検索する。

(調査のための立入り)

第3条の2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条第1項第2号の災害危険区域の指定又は当該指定の廃止に関し、調査のため必要があるときは、他人の占有する土地又は建築物に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地又は建築物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

【解説】 災害危険区域の指定等に関する立入調査について定めたものです。

(標識の設置)

第3条の3 知事は、規則で定めるところにより、災害危険区域内に災害危険区域である旨を表示する標識を設置しなければならない。

【解説】 災害危険区域の標識の設置について定めたものです。災害危険区域は、第3条第1項本文中においては急傾斜地崩壊危険区域と読み替えられます。

(災害危険区域内の建築制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

【解説】 災害危険区域の建築制限について定めたものです。

原則として、災害危険区域内において住居の用途に供する建築物は建築できません。災害防止上必要な措置を講じた上で建築物認定申請書(第16号様式)により特定行政庁あて申請し、特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合のみ、区域内にて建築することができます。

第3章 建築物の敷地及び構造

(崖に近接する建築物)

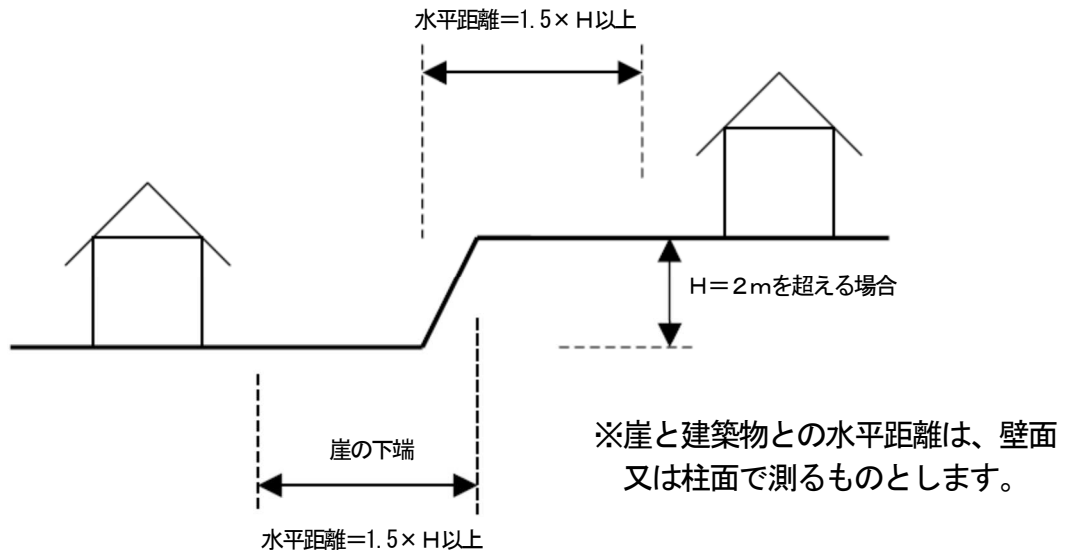
- 第5条** 建築物を高さ2メートルを超える崖に接し、又は近接して建築しようとする場合は、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、その建築物との間に、その崖の高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。
- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を崖の上に建築しようとする場合においては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前2項の規定は、建築物の用途、規模、構造、擁壁、崖等の状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。

【解説】 崖に近接する建築物の安全性確保について定めたものです。

建築物を崖崩れなどの被害から防止するため、崖と建築物との距離を定めています。崖に近接する場合は、政令第142条の構造規定に適合する擁壁を設計する必要があります。

また、本条第3項に該当する場合、建築主は申請敷地及び建築物について、政令第142条に適合する擁壁を設置するか、建築確認申請の際に「安全上支障がないことに関する報告書」の提出を求められることがあります。

◎水平距離の考え方



(居室の床の高さ及び防湿方法)

第6条 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によって腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。

- (1) 床の高さは、直下の地面からその床の上面まで50センチメートル以上とすること。
- (2) 外壁の床下部分には、壁の長さ5メートル以下ごとに、面積500平方センチメートル以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をすること。

【解説】 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法等について定めたものです。

高温多湿である沖縄県の気候に対応した規定となっています。

国土交通大臣の認定は、政令第22条によるものとします。

(しろあり等による害を防ぐための措置)

第7条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造部分で地面から1メートル以内の部分には、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありその他虫による害のおそれがない場合は、この限りでない。

第8条 階数が2以上で延べ面積が500平方メートルを超える木造の建築物の構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐい、壁、床板及び屋根板を除く。）は、しろありによる害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありによる害のおそれがない場合においては、この限りでない。

【解説】 政令第49条第2項の規定による措置に加え、木造建築物及び建築物のうち、地面から1メートル以内の木造部分におけるしろありその他の虫からの害を防ぐための措置について定めたものです。

第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加

(病院等のボイラー室の構造)

第10条 病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物に存するボイラー室（当該建築物に附属するものを含み、発熱量の合計が70キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 主要構造部を耐火構造とするか又は不燃材料（第3号に掲げる場合を除く。）で造ること。
- (2) 外壁の開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
- (3) 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合には、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

【解説】 病院等特殊建築物に存する又は付属する一定の発熱量以上のボイラー室の構造について定めたものです。

(劇場等の屋外への出口)

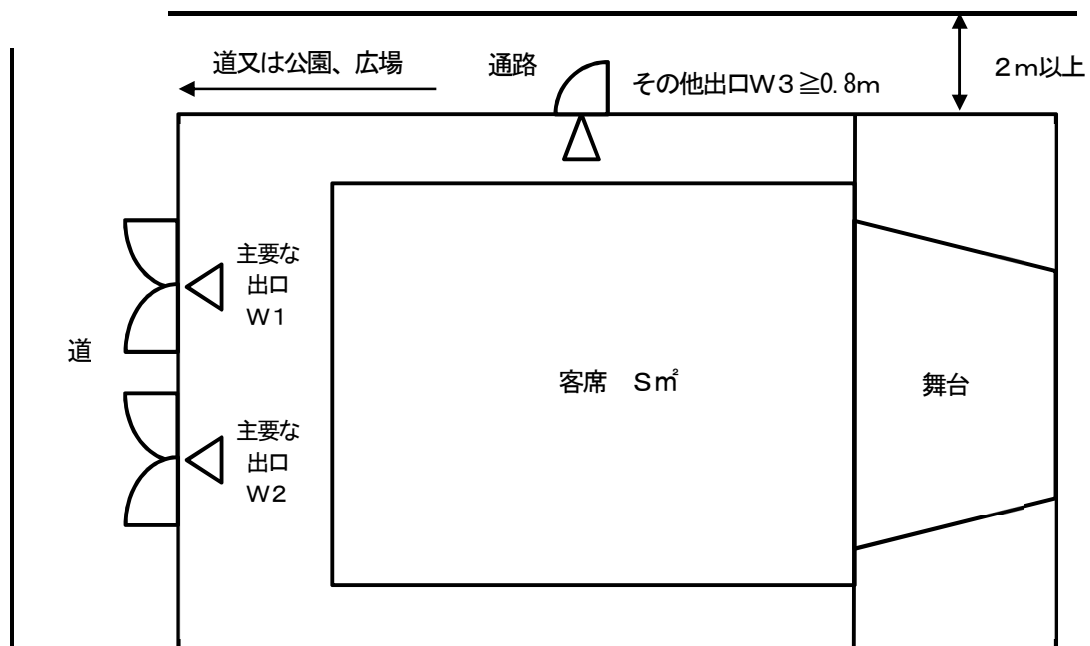
第11条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口（以下この条において「出口」という。）は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- (1) 出口の数は、3以上とすること。
- (2) 出口の幅の合計は、客席の床面積が最大の階における客席の床面積100平方メートルにつき2.5メートル（主要構造部が耐火構造の場合にあっては、1.5メートル）の割合で計算した数値以上とすること。
- (3) 主要な出口の幅の合計は、前号の出口の幅の合計の2分の1以上とすること。
- (4) 主要な出口の幅は、1.4メートル以上、その他の出口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (5) 主要な出口は道に、その他の出口は道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員2メートル以上の通路に面すること。

【解説】 劇場等の屋外へ出口における避難の安全性の確保について定めたものです。

◎屋外への出口の幅の合計の考え方

(客席の床面積が最大の階の床面積： $S\text{m}^2$ 、出口数：3にて計画した場合)



2号 出口の幅の合計： $W1 + W2 + W3 \geq S \times 1.5/100$ （耐火構造）

$W1 + W2 + W3 \geq S \times 2.5/100$ （耐火構造以外）

3号 主要な出口の幅の合計： $W1 + W2 \geq (W1 + W2 + W3) \div 2$

4号 出口の幅： $W1 \geq 1.4$ 、 $W2 \geq 1.4$ 、 $W3 \geq 0.8$ （いずれも単位：m）

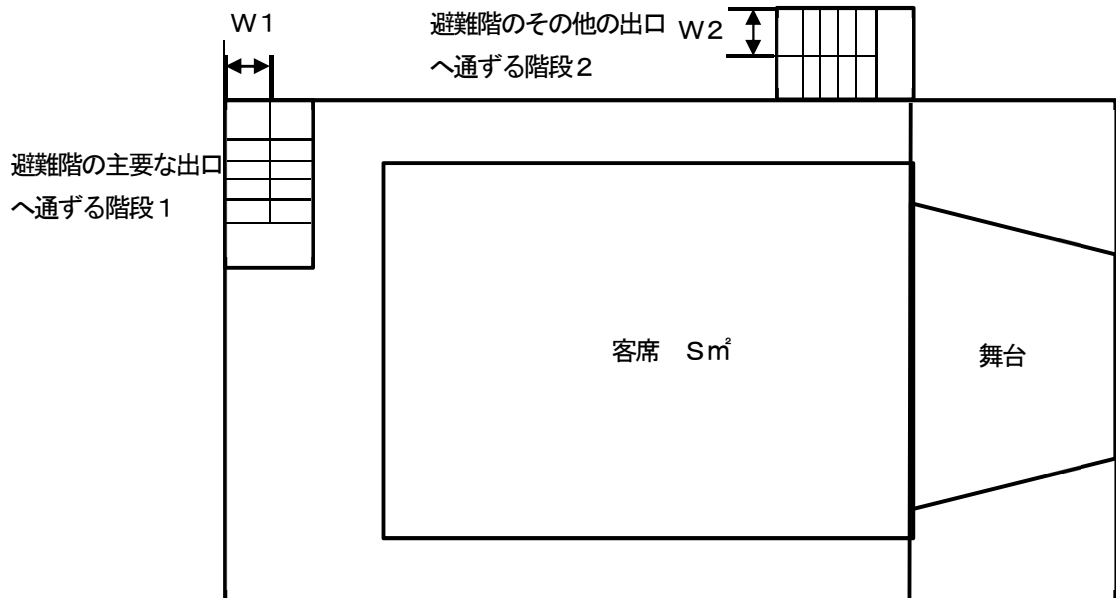
(劇場等の直通階段)

第12条 劇場等の避難階又は地上に通ずる各階における直通階段の幅の合計は、その直上階以上の階のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積100平方メートルにつき2.5メートル（主要構造部が耐火構造の場合にあつては、1.5メートル）の割合で計算した数値以上とし、かつ、その2分の1以上を主要な出口付近に通じさせなければならない。

【解説】 劇場等が避難階以外にある場合の直通階段の幅について定めたものです。

◎直通階段の考え方

(客席の床面積が最大の階における客席の床面積： $S\text{m}^2$ 、階段数：2にて計画した場合)



直通階段の幅の合計： $W1 + W2 \geq S \times 1.5/100$ (耐火構造)

$W1 + W2 \geq S \times 2.5/100$ (耐火構造以外)

主要な出口付近に通ずる直通階段の幅の合計：

$W1 \geq (W1 + W2) \times 1/2$ (いずれも単位：m)

(劇場等の避難階段等)

第13条 4階以上の階を劇場等の主階の用途に供する建築物にあつては、当該主階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを政令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

【解説】 劇場等の直通階段の数、構造について定めたものです。

(劇場等の廊下)

第14条 劇場等（客席の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び耐火建築物であつて、その客席の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のものを除く。）の各階における廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の床面積の合計	幅（単位メートル）
100平方メートルを超え、200平方メートル以下の場合	1.5
200平方メートルを超える場合	2.0

2 前項の劇場等の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 通路、階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずること。
- (2) 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、8パーセント（有効なすべり止めを設けた場合は、10パーセント）以下とすること。

【解説】 劇場等の廊下幅、構造について定めたものです。

(劇場等の客席からの出口)

第15条 第11条第1号から第4号までの規定は、劇場等の客席からの出口（当該出口が第11条の屋外への出口であるものを除く。）について準用する。この場合において、同条中「出口」とあるのは「各階における出口」と、同条第2号中「客席の床面積が最大の階における客席の床面積」とあるのは「各階ごとにその階の客席の床面積」と読み替えるものとする。

2 前項の出口は、劇場等の屋外への出口、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は廊下に通じさせなければならない。

【解説】 劇場等の客席からの出口について定めたものです。

客席からの出口について、出口の数、幅について、屋外への出口の規定を準用します。

なお、出口の幅の合計の算定方法について、屋外への出口（第11条規定）と客席からの出口（本条規定）では下記の違いがあります。

◎屋外への出口への幅の合計（第11条規定）：

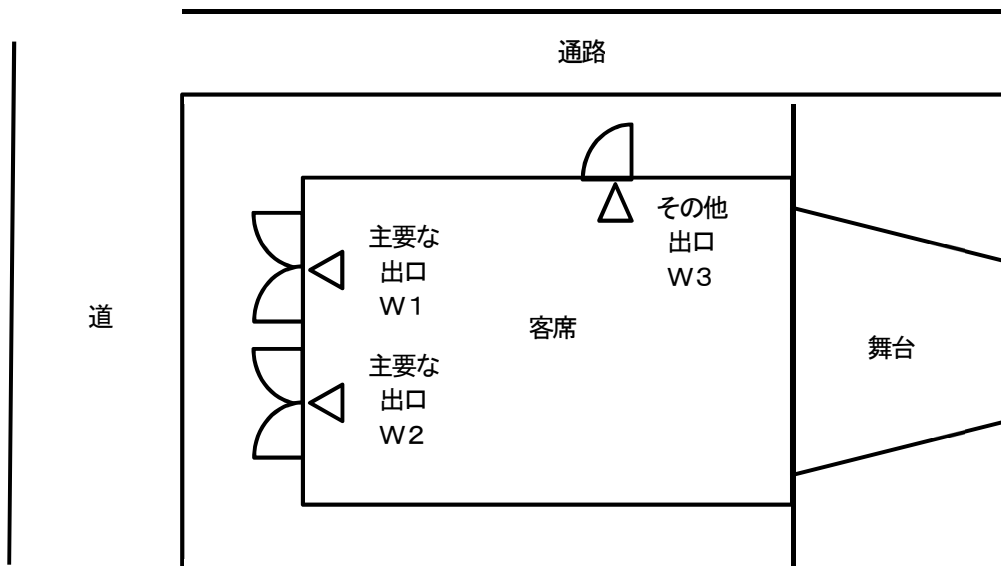
→客席床面積が最大の階を基準に算定することから、各階同一の幅員規定となる。

◎客席からの出口の幅の合計（本条規定）：

→階ごとの客席床面積を基準に算定することから、各階において幅員規定が異なる。

◎客席からの出口の幅の合計の考え方

（その階の客席の床面積： $S\text{m}^2$ 、出口数：4にて計画した場合）



2号 出口の幅の合計： $W1 + W2 + W3 \geq S \times 1.5/100$ （耐火構造）

$W1 + W2 + W3 \geq S \times 2.5/100$ （耐火構造以外）

3号 主要な出口の幅の合計： $W1 + W2 \geq (W1 + W2 + W3 + W4) \times 1/2$

かつ $W1 + W2 \geq S \times 1.5/100 \times 1/2$ （耐火構造）

$W1 + W2 \geq S \times 2.5/100 \times 1/2$ （耐火構造以外）

$W1 \geq 1.4$ 、 $W2 \geq 1.4$ （いずれも単位：m）

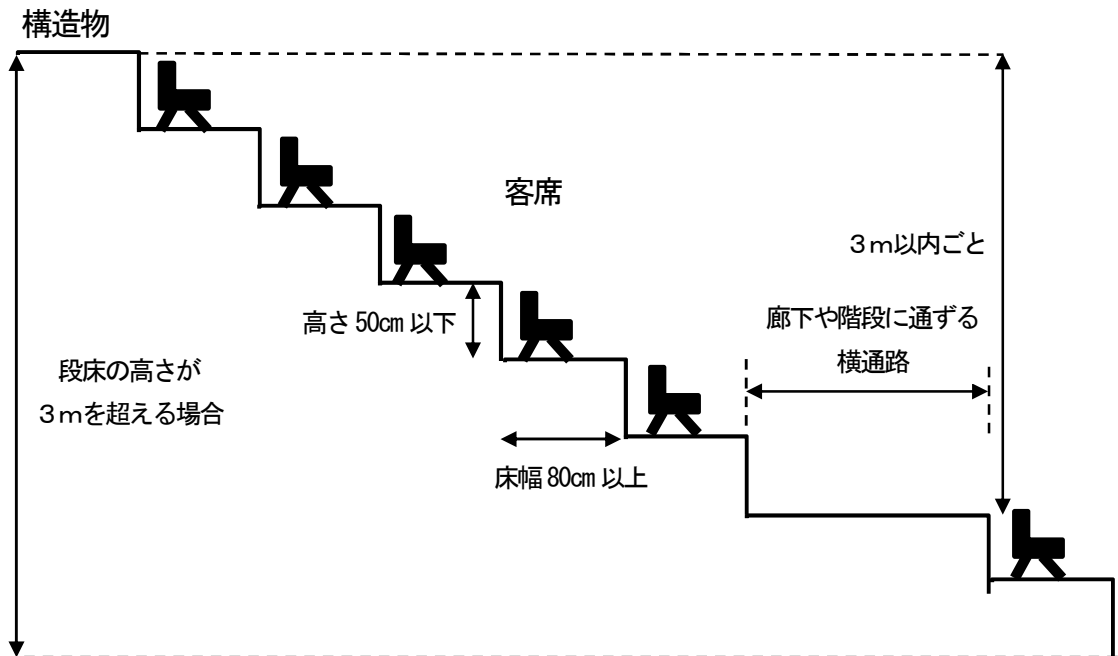
(劇場等の段床の構造)

第16条 劇場等の客席に段床を設ける場合は、各段の床幅は80センチメートル以上とし、その高さは50センチメートル以下としなければならない。

2 前項の劇場等の段床の高さが3メートルをこえるものにあつては、高さ3メートル以内ごとに廊下又は階段に通ずる横通路を設けなければならない。

【解説】 劇場等の客席部の通路に段床を設ける場合の構造について定めたものです。段床の高さが手前と奥とで異なる場合、安全側で考慮して高い方を段床高さとしてします。

◎客席に段床を設ける場合の考え方



(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

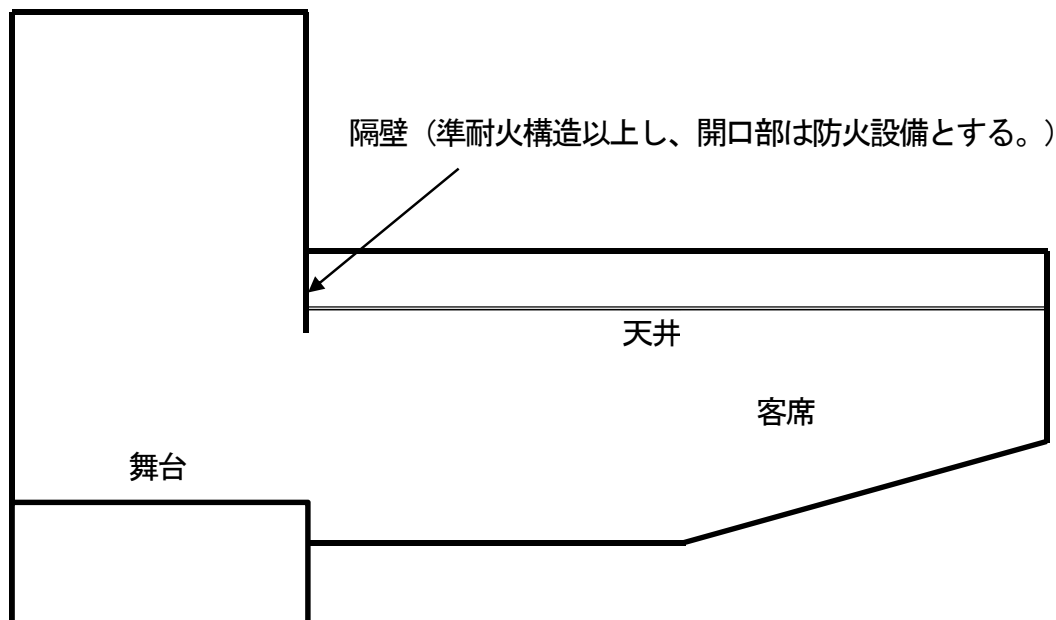
第17条 劇場等（客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）の舞台の用途に供する部分（花道その他これに類するものを除く。）と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、準耐火構造とした隔壁を設けなければならない。

2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けなければならない。

【解説】 小規模のものを除く劇場等の舞台部と客席部の防火上の措置について定めたものです。

これは、燃えぐさの多い舞台部から客席への延焼を防止しようとするものです。

◎隔壁の考え方



(劇場等の制限の緩和)

第17条の2 劇場等の用途に供する建築物で、知事はその用途又は規模により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、第11条から前条までの規定による制限を緩和することができる。

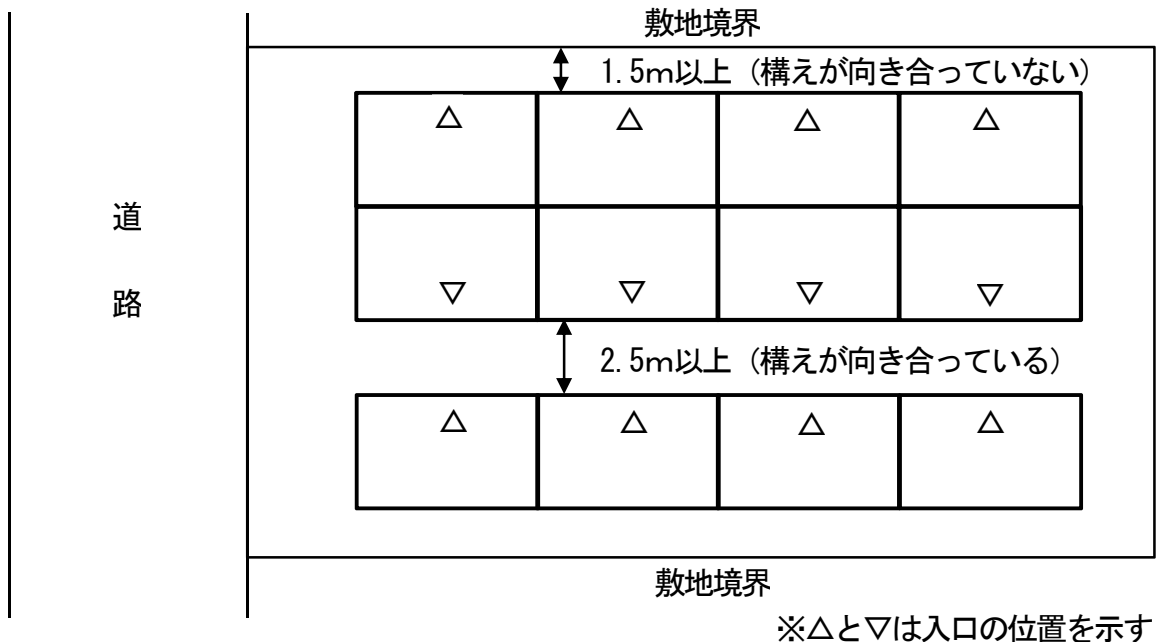
【解説】 劇場等の用途に供する建築物における制限の緩和について定めたものです。

(マーケット等の通路)

第18条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員2.5メートル（各構えが向き合っていない場合においては1.5メートル）以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。ただし、各階における各構えの床面積の合計が500平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。

【解説】 マーケット等の通路の幅員について定めたものです。

◎通路の考え方



(共同住宅等の内装)

第19条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、政令第129条で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしなければならない。

【解説】 木造の共同住宅等における内装制限について定めたものです。

(共同住宅等の出入口)

第20条 木造の共同住宅の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、階数が2以下で延べ面積が300平方メートル以下の木造の共同住宅等であって、その主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けた場合においては、この限りではない。

【解説】 木造の共同住宅等の出入口について定めたものです。

◎出入口の考え方

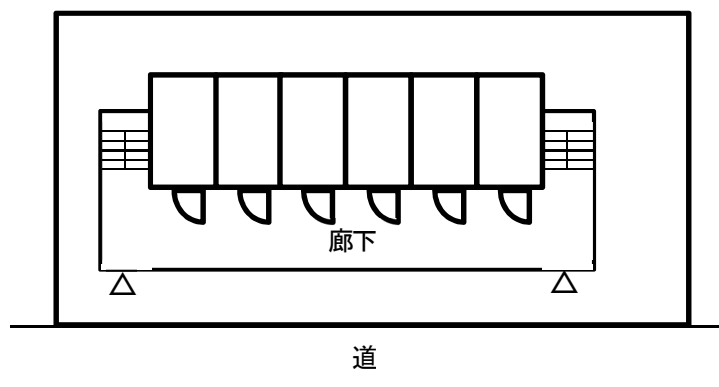


図1. 第20条本文の場合

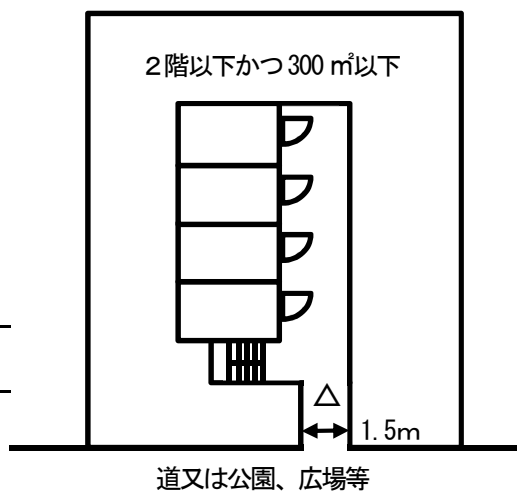


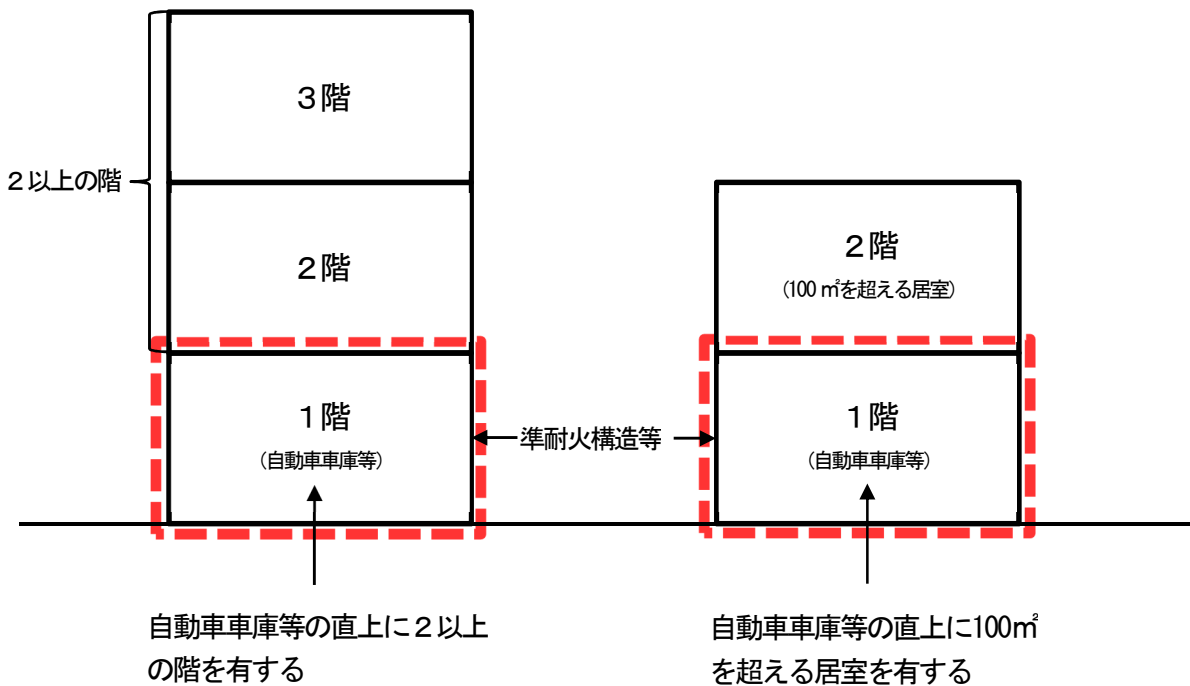
図2. 第20条ただし書きの場合


(自動車車庫等の構造)

第21条 建築物の一部を自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場（この条において「自動車車庫等」という。）の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に2以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が100平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号に定める構造としなければならない。

【解説】 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合の構造について定めたものです。

◎準耐火構造又は政令第109条の3第2号に定める構造となる場合の考え方



 : 準耐火構造等の部分

(自動車車庫等の防火区画)

第22条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、政令第112条第12項で定める場合を除き、当該用途に供する部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

【解説】 自動車修理工場とその他の部分との防火区画について定めたものです。

(階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外)

第22条の2 政令第129条の2第2項に定める階避難安全性能を有する建築物の階については、第14条第1項、第15条第1項、第17条及び第18条の規定は適用しない。

【解説】 階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外について定めたものです。

階避難安全性能とは、劇場等における当該階のいずれの室にて火災が発生した場合においても、当該階に存する者のすべてが当該階から直通階段までの避難を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることであり、その検証をした場合、所定の規定は適用されません。

(全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外)

第22条の3 政令第129条の2に定める全館避難安全性能を有する建築物については、第11条第2号から第4号まで、第12条、第13条、第14条第1項、第15条第1項、第17条及び第18条の規定は適用しない。

【解説】 全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外について定めたものです。全館避難安全性能とは、当該建築物のいずれの室にて火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることであり、その検証をした場合、所定の規定は適用されません。

第5章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加

(適用区域)

第23条 この章の規定は、都市計画区域に限り、適用する。

【解説】 この章の規定（第23条から28条まで）の適用範囲について定めたものです。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第23条の2 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対するこの章の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

【解説】 一団地に関する認定及び許可に関する規定の適用範囲について定めたものです。

(建築物の敷地と道路との関係)

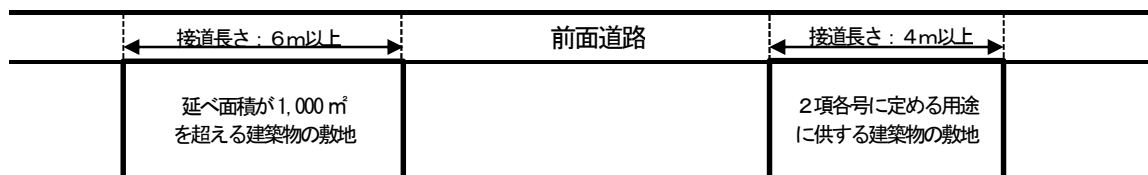
第24条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第26条で定める場合を除き、道路（法第43条第1項に掲げるものを除き、同条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた建築物の敷地にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第1号に規定する空地、同項第2号に規定する公共の用に供する道又は同項第3号に規定する通路を含む。以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の敷地の周囲に広い空地を有する等知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。

2 次の各号のいずれかに該当する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のものの敷地は、第26条で定める場合を除き、道路に4メートル以上接しなければならない。

- (1) 学校及び体育館
- (2) 病院及び診療所
- (3) 劇場等
- (4) 展示場、百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- (5) 卸売市場
- (6) ダンスホール、遊技場及びキャバレー
- (7) 公衆浴場
- (8) 旅館、ホテル及び下宿
- (9) 共同住宅及び寄宿舎
- (10) 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第27条において同じ。）
- (11) 自動車車庫及び自動車修理工場

【解説】 延べ面積の合計が1,000㎡を超える大規模な建築物及び200㎡を超え、1,000㎡以下の特殊建築物における敷地と道路との関係について定めたものです。

◎大規模建築物及び特殊建築物における接道長さの考え方



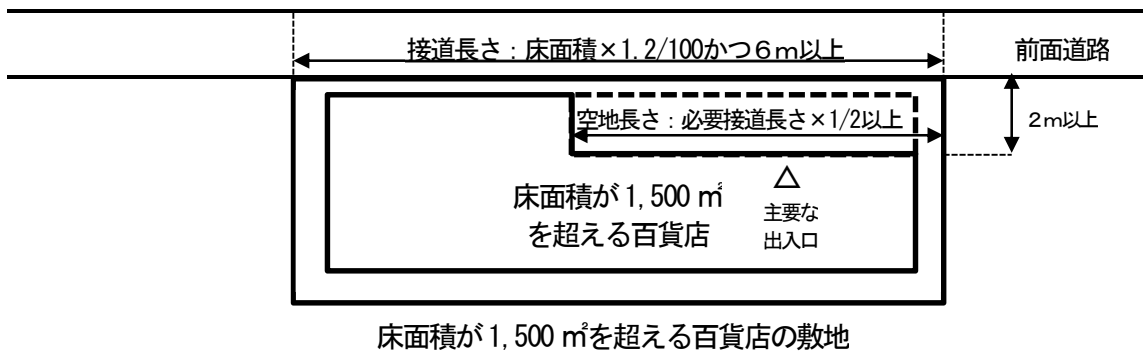
(百貨店の敷地と道路との関係)

第25条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積が1,500平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積100平方メートルにつき1.2メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが6メートル未満である場合は6メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

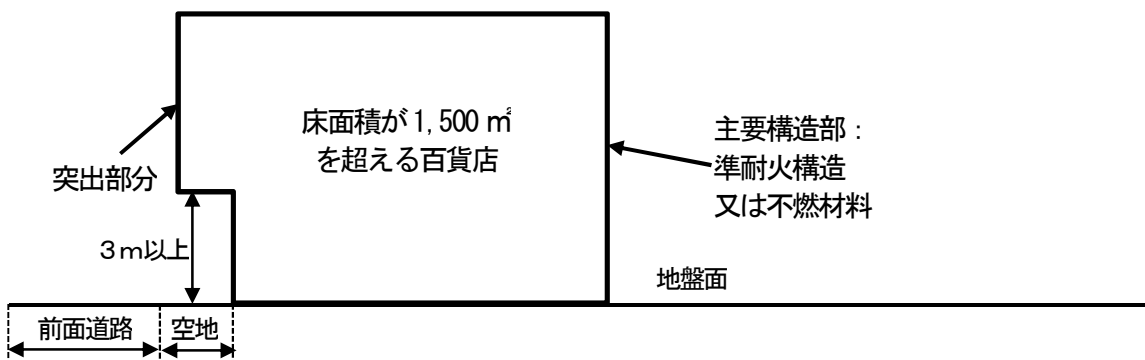
- 2 百貨店等の主要な出入口には、前項に規定する数値の2分の1以上道路に接する奥行2メートル以上の空地を設けなければならない。
- 3 前項の空地内には、主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ3メートル以上にある建築物の部分の突き出すことができる。

【解説】 延べ面積の合計が1,500㎡を超える大規模な百貨店等における敷地と道路との関係について定めたものです。

◎大規模百貨店における接道長さ及び空地長さの考え方



◎建築物の突出部分の考え方



(劇場等の敷地と道路との関係)

第26条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	幅員 (単位メートル)
200平方メートル以下の場合	4.0
200平方メートルを超え、600平方メートル以下の場合	6.0
600平方メートルを超える場合	8.0

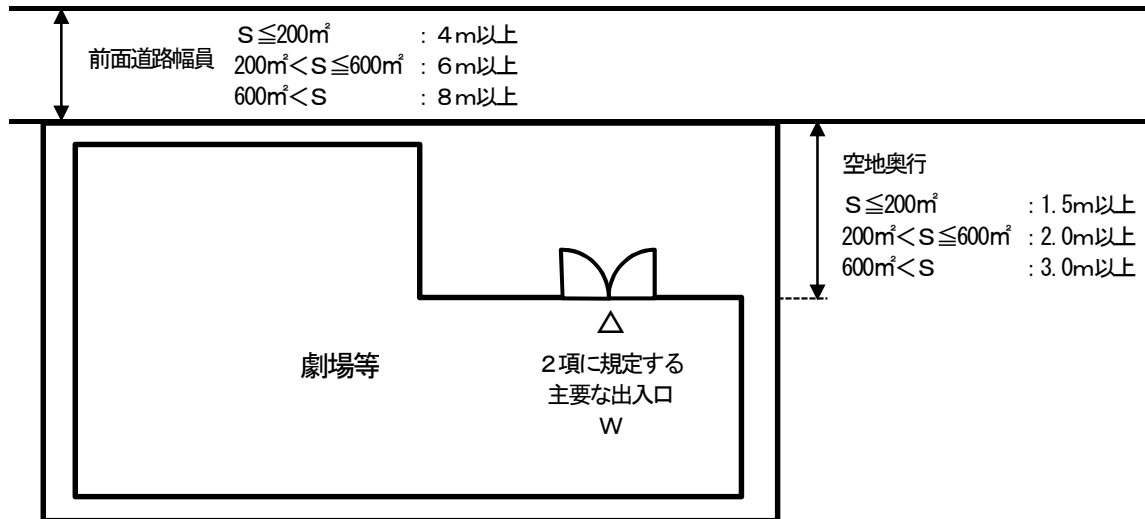
2 劇場等の主要な出入口には、前項の道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	幅	奥行 (単位メートル)
200平方メートル以下の場合	第11条第2号の規定により計算した数値に相当する数値	1.5
200平方メートルを超え、600平方メートル以下の場合		2.0
600平方メートルを超える場合		3.0

【解説】 劇場等における敷地と道路との関係について定めたものです。

客席の床面積の合計に応じて、必要な前面道路の幅員及び前面道路に接して設ける空地の幅について定めています。

◎劇場等の必要前面道路幅員及び前面空地幅・奥行の考え方
(客席の床面積の合計：S㎡にて計画した場合)



(倉庫等の出入口と道路との関係)

第27条 倉庫、自動車車庫（床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）及び自動車修理工場（以下「倉庫等」という。）の敷地の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に接して設けてはならない。ただし、知事が交通上支障がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
 - (2) 交差点若しくは曲がり角から5メートル以内又は急坂の道路
 - (3) 横断歩道、安全地帯、橋、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路
- 2 前項の出入口には、奥行2メートル以上で、倉庫等の出入口の幅以上、かつ、前面道路の通行の見通しができる空地を設けなければならない。

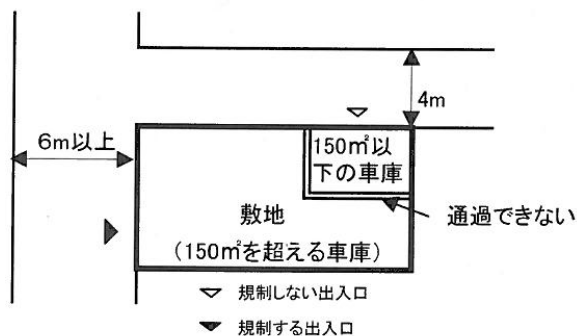
【解説】

第1項

倉庫等の敷地における自動車の出入口について、車両の出入りの際の安全を確保するため、支障があると思われる位置に出入口を設けることを禁止している規定です。ただし、知事が交通上の支障がないと認めた場合、この項の規定は適用されません。

1 対象となる建築物

- (1) 倉庫業を営む倉庫（床面積に関係なく適用）
- (2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積が150㎡を超えるもの
- (3) 自動車修理工場（床面積に関係なく適用）



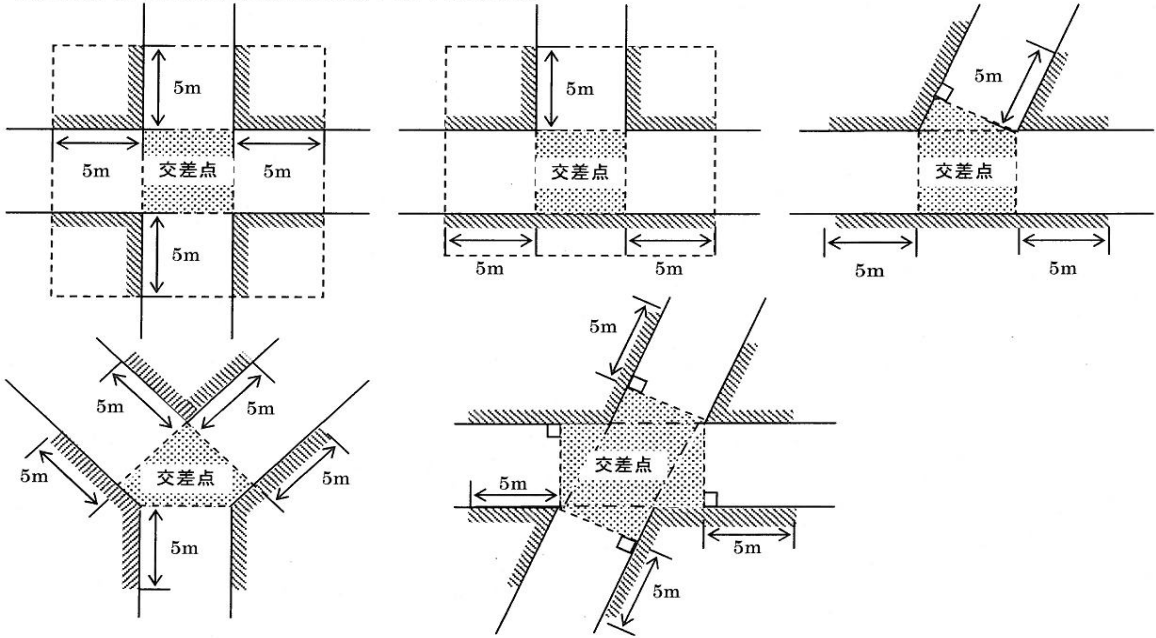
2 自動車用出入口を設けることはできない位置

- (1) 幅員6m未満の道路
- (2) 交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分。）若しくは曲がり角（内角が120度以上のものを除く。）から5m以内又は縦断勾配が12%を超える急坂の道路
- (3) 横断歩道（道路標識又は道路標示により歩行者の横断用のための場所であることが示されている道路の部分。）、安全地帯、橋、トンネル又は陸橋から10m以内の道路

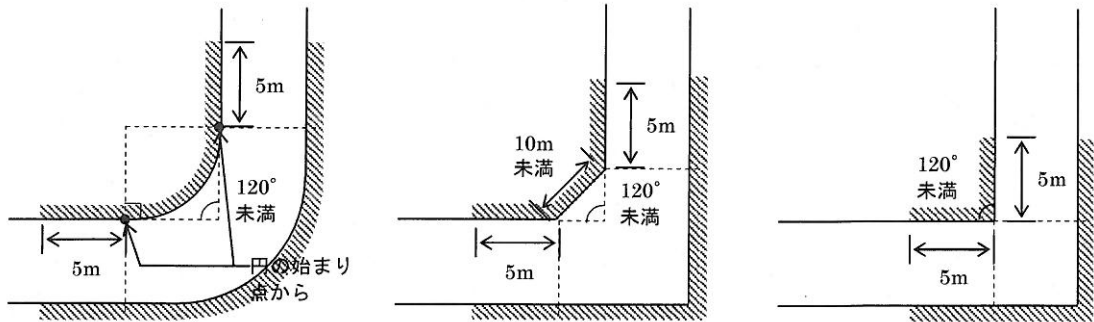
※道路には法第43条第2項の規定に基づき認定又は許可を受けた道等も含まれる。

▨ 出入口を設けることができない範囲

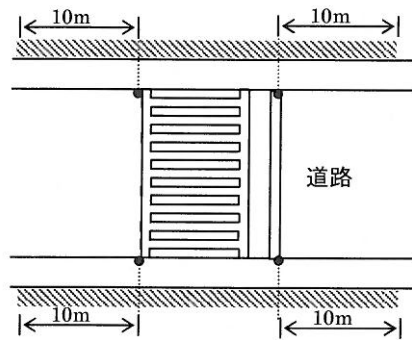
◎交差点



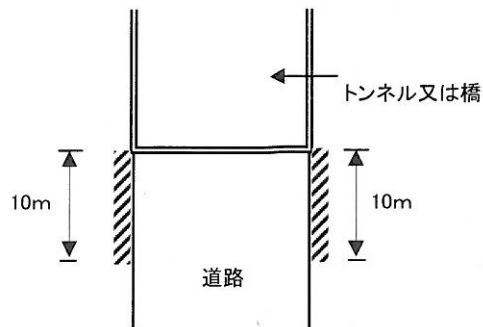
◎曲がり角



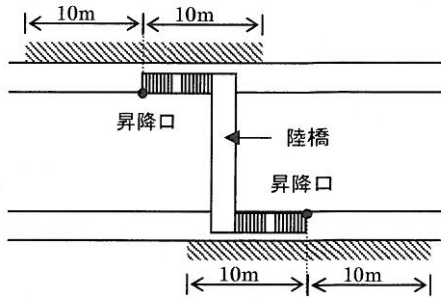
◎横断歩道



◎トンネル又は橋



◎陸橋



◎急坂の道路

縦断勾配が12%を超えるもの。なお、縦断勾配は、倉庫等の出入口前面の道路勾配とする。

◎安全地帯

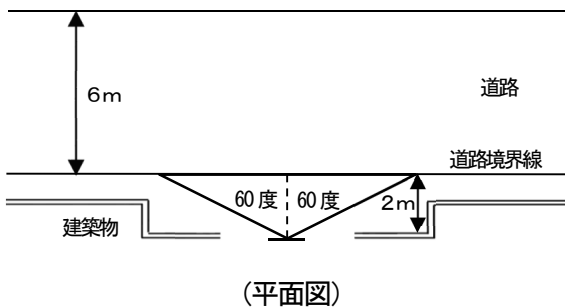
路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている場合における道路の部分を用いる。

第2項

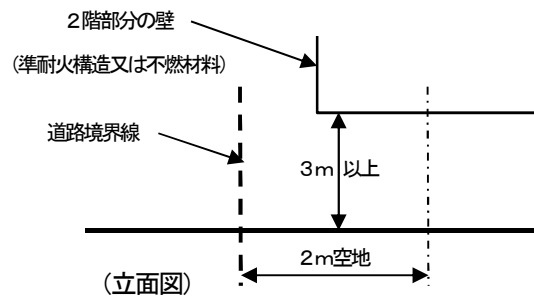
倉庫等の敷地の出入口における視界の確保を目的とした規定です。

倉庫等の敷地の出入口には、次の全てを満たす空地を設ける必要があります。

- ①倉庫等の出入口の幅以上で道路境界線から奥行2m以上あること。
- ②道路境界線から敷地側に2m後退した位置における自動車車路の中心線において、前面道路中心線に向け垂線を引いた上で、左右それぞれ60度以上の範囲が確認できること。
- ③空地内には見通しが悪くなる駐車場や建築物の壁、柱、塀等の工作物又は生垣等を設けていないこと。ただし、透過性のあるフェンスなど道路を通過する人や車両の存在が確認できるもの及び主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面から高さ3m以上にある建築物の部分を除く。



◎第25条第3項を準用した場合の考え方 (第28条第2項より)



【第27条第1項ただし書きの認定基準】

第27条第1項ただし書きの規定における「交通上支障がないと認められる場合」とは、次の基準に適合する場合とする。なお、農道や里道など道路以外に倉庫等の敷地の出入口を設ける場合は、A又はBの基準に適合するよう努めること。

A 第27条第1項第1号の場合

次に掲げる基準に適合すること。

- a 倉庫等の敷地の出入口（条例第27条第1項各号に掲げる道路に設けるものに限る。以下「倉庫等出入口」という。）を設ける道路（以下「前面道路」という。）の幅員が4m以上であること。なお、前面道路が法第42条第2項の規定による道路の場合は、接続する他の道路（幅員4m以上）を起点として当該敷地まで幅員4m以上確保し、道路状に整備すること。さらに、倉庫等出入口付近には幅員4m以上確保した方向に出庫を誘導する表示を設けること（図1）。

※1 「道路状に整備する」とは、当該建築物の工事完了時まで、アスファルト又はコンクリートで舗装することをいう。

※2 道路状に整備する部分の土地所有者が認定申請者と異なる場合は、土地所有者の同意書を認定申請書に添付すること。

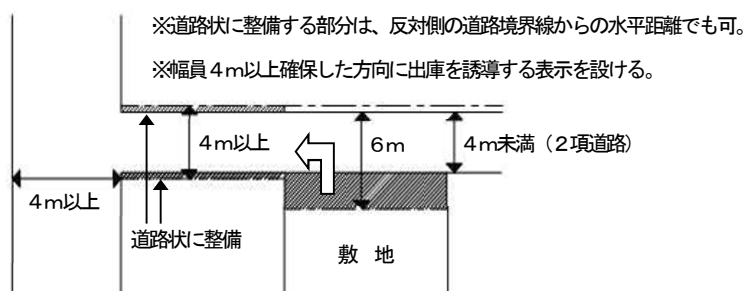


図1 2項道路の場合

- b 前面道路の反対側にある現況の道路境界線から敷地側に水平距離6mの範囲にある敷地部分（以下「後退部分」という。）を道路状に整備すること。なお、後退部分には、門扉や植栽等の構造物を設置せず、後退部分と前面道路の境界に段差を設けないこと（図2、図6）。
- c 後退部分と後退部分を除く敷地との境界（以下「後退境界線」という。）については、目地、縁石等で境界を明示すること（図2）。

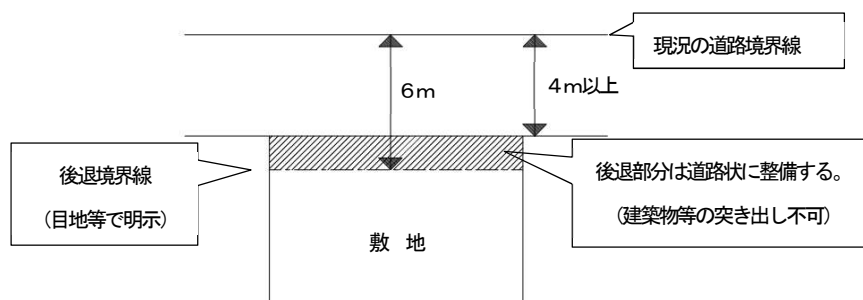


図2 後退部分

- d 倉庫等出入口は、前面道路の通行の見通しが確認できるよう、後退境界線から敷地側に2m後退した位置における自動車道路の中心点において、前面道路の中心線に向け垂線を引いた上で、左右それぞれ60度以上の範囲に空地を設けることとし、後退境界線の倉庫等出入口付近には、停止線を設けること（図3）。
- e 公園、幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福祉施設等その他これらに類するものの出入口（以下「公園等出入口」という。）又はバス停留所（標識の設けられている位置をいう。以下同じ。）から半径10m以内の範囲に倉庫等出入口を設ける場合は、カーブミラーや回転灯等を設けること。なお、カーブミラーは、道路の管理者と協議の上、倉庫等出入口付近や周辺状況を考慮して必要な箇所に設置すること。ただし、道路の管理者から前面道路内への設置が認められない場合は、敷地内の倉庫等出入口付近の有効な場所に設置すること（Bのaにおいて同じ。）（図3、図4、図5）。
- f 倉庫等の床面積の合計が500㎡以上の場合は、注意喚起として倉庫等出入口付近に音及び光による安全警報装置を設けること。
- g 敷地内の出入口付近の縦断勾配は16%を超えないこととし、縦断勾配が9%を超える場合は、滑り止め処理をするとともに凸部（ハンプ）を設ける等物理的に減速する措置を講ずること。また、道路境界線（Aのbの規定に基づき道路状に整備した場合は、後退境界線）から敷地側へ水平距離2mの範囲については縦断勾配9%以下に整備すること（図6）。

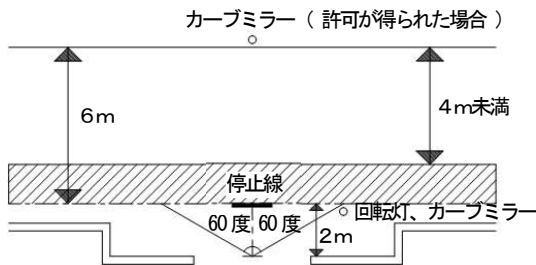


図3 停止線、カーブミラー等設置

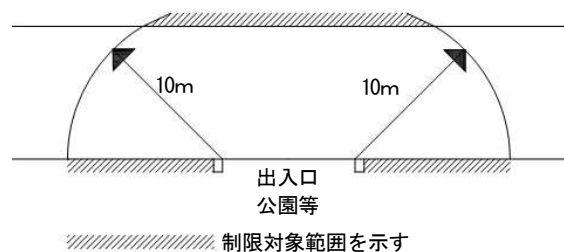


図4 公園等の出入口

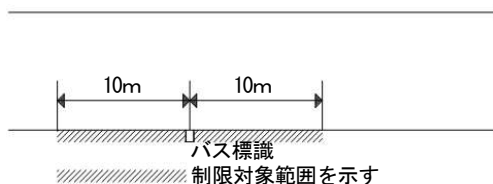


図5 バス停留所

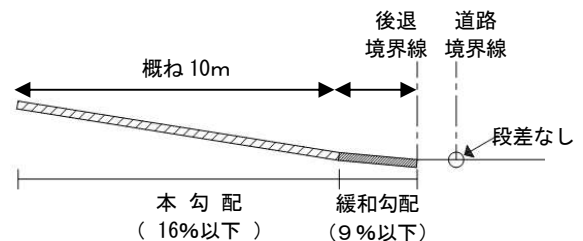


図6 敷地内出入口断面図

B 第27条第1項第2号及び第3号の場合

Aのdからgまでの基準のほか、次の基準に適合すること。なお、前面道路に道路構造令第2条に規定する中央帯など通行を分離する施設（道路管理者が設置した固定式のポール等も含む。）が設けられている場合は、第2号の交差点に該当しないものとする。

- a 出入口付近及び敷地周辺状況を考慮して必要な箇所にカーブミラーを設けること。
- b 次のいずれかに該当する場合は、車両方向の誘導措置、回転灯、歩行者及び通行車両向けの注意喚起用看板並びに歩道への乗り入れ防止ポールを設けること。ただし、乗り入れ防止ポールの設置について、道路管理者の許可が得られない場合はこの限りでない。
 - (a) 前面道路が道路構造令第2条に規定する車線の数の合計が4以上の場合
 - (b) 出入口が第27条第1項各号の規定のうち複数に該当する場合
 - (c) 公園等出入口又はバス停留所から半径10m以内の範囲に倉庫等出入口を設ける場合

C 関係機関への意見照会

- a 知事（条例第30条の2の規定に基づき市が事務処理を行う場合は市長。以下「知事等」という。）は、第27条ただし書きの規定に基づく認定をしようとするときは、第27条第1項第1号については、出入口を設ける道路の管理者（県道又は市町村道の管理者に限る。以下、同じ。）に、第27条第1項第2号及び第3号については、道路の管理者及び県警察本部交通規制課（以下「関係機関」という。）あて、意見照会を行うこと。
- b 関係機関への意見照会は、A及びBの基準に適合していることを確認した上で行うこと。なお、意見照会の際は、次の書類を添付すること。
 - (a) 付近見取図及び配置図
 - (b) 平面図（倉庫等の位置及び床面積がわかるもの）
 - (c) A及びBの基準に適合していることが確認できる図面等
 - (d) 敷地周辺の道路及び倉庫等出入口付近の状況がわかる写真
- c 知事等は、関係機関から送付された意見のうち、交通安全上必要な措置について、申請者に対し当該措置を講じるよう求めること。その際、関係機関との調整等は知事等において行うこと。

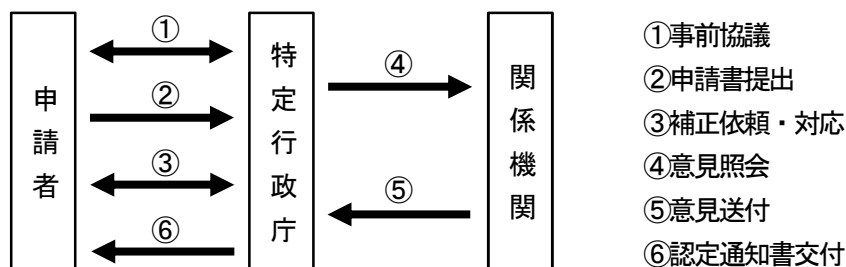


図7 関係機関への意見照会フロー図

(準用)

第28条 第24条第1項ただし書きの規定は、同条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の敷地等について準用する。

2 第25条第3項の規定は、第26条第2項及び第27条第2項の空地について準用する。

【解説】 敷地又は建築物と道路との関係におけるただし書き規定の準用について定めたものです。

第24条第1項において、延べ面積の合計が1,000㎡を超える大規模な建築物及び200㎡を超え、1,000㎡以下の特殊建築物を対象に、知事（土木事務所）あて認定申請を行い、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定されることでその条の規定は適用除外となる旨のただし書き規定を設けていますが、そのただし書き規定は、第24条第2項（延べ面積の合計が200平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の所定の特殊建築物）、第25条第1項（延べ面積の合計が1,500㎡を超える大規模な百貨店等）及び第26条第1項（劇場等）に該当する敷地等についても準用されます。

また、第25条第3項において、延べ面積の合計が1,500㎡を超える大規模な百貨店等を対象に、設置義務のある奥行2メートル以上の空地内には、主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ3メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる旨の規定を設けていますが、その規定は、第26条第2項（劇場等の主要な出入口）及び第27条第2項（倉庫等）の空地についても準用されます。

第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限

(対象区域等の指定)

第29条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、法別表第4の2の項及び3の項の区域について日影時間の測定を行う水平面の平均地盤面からの高さとして同表（は）欄に掲げる高さのうちから指定するものは、次の表の中欄に掲げるものとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4（に）欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対象区域	法別表第4（は）欄の高さ	法別表第4（に）欄の号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の全域		（三）
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域	4メートル	（三）
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域	4メートル	（二）

【解説】 沖縄県内の法第56条の2第1項の日影規制における法別表第4の取扱いについて定めたものです。規制の対象について、法では住居系用途地域の他、近隣商業地域及び準工業地域が掲げられていますが、近隣商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域については条例での指定はありません。

◎対象区域における高さの日影時間の制限

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	5時間 (道の区域内にあっては4時間)	3時間 (道の区域内にあっては2.5時間)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間 (道の区域内にあっては4時間)	3時間 (道の区域内にあっては2.5時間)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間 (道の区域内にあっては4時間)	3時間 (道の区域内にあっては2.5時間)

第6章の2 手数料

(確認申請手数料等)

第29条の2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする者
確認申請手数料
- (2) 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請をしようとする者
構造計算適合性判定申請手数料
- (3) 法第7条第1項（第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者
完了検査申請手数料
- (4) 法第7条の3第1項（第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請をしようとする者
中間検査申請手数料

【解説】 納付すべき各種申請手数料の種類について定めたものです。

本条に規定する申請を建築主事に対して行う者は、所定の申請書に収入証紙を貼付して申請することとなっています。

(確認申請手数料の額)

第29条の3 確認申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替え若しくは用途の変更に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第1の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第1の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

【解説】 納付すべき確認申請手数料の額について定めたものです。

確認申請手数料は、所定の申請に係る部分の床面積の合計及び建築設備又は工作物の区分に応じ、別表第1の各表中に定めた額となります。

なお、確認の申請に係る計画に昇降機が含まれる場合、建築物の確認申請手数料に対し、昇降機1基当たりの手数料に基数を乗じた額を加えた額が納付すべき申請手数料となります。

別表第1（第29条の3、第29条の8関係）

1 建築物の確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	1件につき7,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき20,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき48,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき311,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1件につき531,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模な修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合（2から4までに掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき11,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合（4に掲げる場合を除く。）	1基につき6,000円
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合（4に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき7,000円
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき4,000円

3 工作物の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 築造する場合（2に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき11,000円
2 確認を受けた計画の変更をして築造する場合	1の工作物につき6,000円

（構造計算適合性判定申請手数料の額）

第29条の4 構造計算適合性判定申請手数料の額は、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計について別表第2の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定めるとおりとする。

【解説】 納付すべき構造計算適合性判定申請手数料の額について定めたものです。

別表第2（第29条の4、第29条の9関係）

構造計算適合性判定申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	認定プログラムによる場合	認定プログラムによる場合以外の場合
200平方メートル以内のもの	1棟につき89,000円	1棟につき120,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき107,000円	1棟につき157,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき125,000円	1棟につき194,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき162,000円	1棟につき268,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき181,000円	1棟につき309,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき236,000円	1棟につき419,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき420,000円	1棟につき790,000円

備考

- 1 床面積の合計とは、構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計とする。
- 2 認定プログラムによる場合とは、法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめられた建築物の場合とする。
- 3 構造計算適合性判定申請手数料の額は、1棟ごとに床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。ただし、一の建築物であっても構造上別棟となる場合は、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計によりそれぞれ算定した額を合算した額とする。

(完了検査申請手数料の額)

第29条の5 完了検査申請手数料の額は、当該申請に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第3の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第3の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

【解説】 納付すべき完了検査申請手数料の額について定めたものです。

完了検査手数料は、所定の申請に係る部分の床面積の合計及び建築設備又は工作物の区分に応じ、別表第3の各表中に定めた額となります。

なお、完了検査の申請に係る建築物に昇降機が含まれる場合、建築物の完了検査申請手数料に対し、昇降機1基当たりの手数料に基数を乗じた額を加えた額が納付すべき申請手数料となります。

別表第3 (第29条の5、第29条の10関係)

1 建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
30平方メートル以内のもの	1件につき14,000円	1件につき13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき17,000円	1件につき16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき23,000円	1件につき22,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき32,000円	1件につき30,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき53,000円	1件につき52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき74,000円	1件につき69,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき178,000円	1件につき161,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき260,000円	1件につき252,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1件につき455,000円	1件につき445,000円

備考

1 中間検査とは、法第7条の3第1項の規定による検査をいう。

2 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
1 設置する場合（2に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき16,000円	1の建築設備につき14,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき10,000円	1基につき10,000円

備考 中間検査とは、法第87条の4又は法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定による検査をいう。

3 工作物の完了検査申請手数料

区分	手数料の額
築造した場合	1の工作物につき12,000円

(中間検査申請手数料の額)

第29条の6 中間検査申請手数料の額は、当該申請に係る検査を行う建築物の部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第4の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る建築物の部分に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査申請手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第4の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

【解説】 納付すべき中間検査申請手数料の額について定めたものです。

中間検査手数料は、所定の申請に係る部分の床面積の合計及び建築設備又は工作物の区分に応じ、別表第4の各表中に定めた額となります。

なお、中間検査の申請に係る建築物に昇降機が含まれる場合、建築物の中間検査手数料に対し、昇降機1基当たりの手数料に基数を乗じた額を加えた額が納付すべき申請手数料となります。

別表第4 (第29条の6、第29条の11関係)

1 建築物の中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	1件につき13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき22,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき49,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき66,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき147,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき222,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1件につき407,000円

2 建築設備の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合(2に掲げる場合を除く。)	1の建築設備につき16,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき12,000円

3 工作物の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
築造する場合	1の工作物につき13,000円

(計画通知手数料等)

第29条の7 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者
計画通知手数料
- (2) 法第18条第4項の規定による計画の通知をし、構造計算適合性判定を求めようとする者
構造計算適合性判定通知手数料
- (3) 法第18条第16項（第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了の通知をしようとする者
完了検査通知手数料
- (4) 法第18条第19項（第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者
中間検査通知手数料

【解説】 納付すべき各種通知手数料の種類について定めたものです。

(計画通知手数料の額)

第29条の8 計画通知手数料の額については、第29条の3の規定を準用する。この場合において、第29条の3の見出し中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、同条第1項中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第2項の規定による計画の通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条の8において読み替えて準用される前項」と、「第6条第1項の規定による確認の申請」とあるのは「法第18条第2項の規定による計画の通知」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、別表第1中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と読み替えるものとする。

【解説】 確認申請手数料における計画通知手数料への読み替えについて定めたものです。読み替え後の内容は下記のとおりです。

(計画通知手数料の額)

第29条の8 計画通知手数料の額は、法第18条第2項の規定による計画の通知に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替え若しくは用途の変更に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第1の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 第29条の8において読み替えて準用される前項の規定にかかわらず、法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に法第37条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、計画通知手数料の額は、前項の計画通知手数料の額に、当該昇降機1基について別表第1の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

別表第1 (第29条の3、第29条の8関係)

- 1 建築物の計画通知手数料 (表及び備考は省略)
- 2 建築設備の計画通知手数料 (表は省略)
- 3 工作物の計画通知手数料 (表は省略)

(構造計算適合性判定通知手数料の額)

第29条の9 構造計算適合性判定通知手数料の額については、第29条の4の規定を準用する。この場合において、第29条の4の見出し中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、同条中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と、「第6条の3第1項」とあるのは「法第18条第4項」と、別表第2中「構造計算適合性判定申請手数料」とあるのは「構造計算適合性判定通知手数料」と読み替えるものとする。

【解説】 構造計算適合性判定申請手数料における構造計算適合性判定通知手数料への読み替えについて定めたものです。

読み替え後の内容は下記のとおりです。

(構造計算適合性判定通知手数料の額)

第29条の9 構造計算適合性判定通知手数料の額は、法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計について別表第2の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定めるとおりとする。

別表第2 (第29条の4、第29条の9関係)

構造計算適合性判定通知手数料 (表及び備考は省略)

(完了検査通知手数料の額)

第29条の10 完了検査通知手数料の額については、第29条の5の規定を準用する。この場合において、第29条の5の見出し中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、同条第1項中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第16項の規定による完了の通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条の10において読み替えて準用される前項」と、「第7条第1項の規定による検査の申請」とあるのは「法第18条第16項の規定による完了の通知」と、「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、別表第3中「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と、「第7条の3第1項」とあるのは「第18条第20項」と読み替えるものとする。

【解説】 完了検査申請手数料における完了検査通知手数料への読み替えについて定めたものです。

読み替え後の内容は下記のとおりです。

(完了検査通知手数料の額)

第29条の10 完了検査通知手数料の額は、法第18条第16項の規定による完了の通知に係る建築物の建築、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第3の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 第29条の10において読み替えて準用される前項の規定にかかわらず、法第18条第16項の規定による完了の通知に係る建築物に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、完了検査通知手数料の額は、前項の完了検査通知手数料の額に、当該昇降機1基について別表第3の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

別表第3 (第29条の5、第29条の10関係)

1 建築物の完了検査通知手数料 (表は省略)

備考

- 1 中間検査とは、第18条第20項の規定による検査をいう。
- 2 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築した場合 (移転の場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合
当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の完了検査通知手数料 (表は省略)

備考 中間検査とは、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定による検査をいう。

3 工作物の完了検査通知手数料 (表は省略)

(中間検査通知手数料の額)

第29条の11 中間検査通知手数料の額については、第29条の6の規定を準用する。この場合において、第29条の6の見出し中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、同条第1項中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、「当該申請」とあるのは「法第18条第19項の規定による通知」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条の11において読み替えて準用される前項」と、「第7条の3第1項の規定による検査の申請」とあるのは「法第18条第19項の規定による通知」と、「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と、別表第4中「中間検査申請手数料」とあるのは「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

【解説】 中間検査申請手数料における中間検査通知手数料への読み替えについて定めたものです。

読み替え後の内容は下記のとおりです。

(中間検査通知手数料の額)

第29条の11 中間検査通知手数料の額は、法第18条第19項の規定による通知に係る建築物の部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分ごとにそれぞれ別表第4の1の表から3の表までに定めるとおりとする。

2 第29条の11において読み替えて準用される前項の規定にかかわらず、法第18条第19項の規定による通知に係る建築物に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、中間検査通知手数料の額は、前項の中間検査申請手数料の額に、当該昇降機1基について別表第4の2の表に定める昇降機の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

別表第4 (第29条の6、第29条の11関係)

- 1 建築物の中間検査通知手数料 (表は省略)
- 2 建築設備の中間検査通知手数料 (表は省略)
- 3 工作物の中間検査通知手数料 (表は省略)

(建築物等の許可等に関する申請手数料)

第29条の12 別表第5の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として1件につき同表の右欄に定める額を納付しなければならない。

【解説】 建築物等の許可等に関する各種申請等手数料の種類について定めたものです。本条に規定する申請を特定行政庁又は建築主事に対して行う者は、申請書に収入証紙を貼付して提出することとなっています。

別表第5 (第29条の12関係)

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
1の2 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
2 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	27,000円
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円

7 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の特例の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等の特例許可申請手数料	180,000円
7の2 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例許可を受けた建築物の増築等の特例の許可（法第48条第16項第1号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査	用途地域等における特例許可建築物の増築等の特例許可申請手数料	120,000円
7の3 法第48条第1項から第7項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例の許可（法第48条第16項第2号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査	用途地域における騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例許可申請手数料	140,000円
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円
9 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
10 法第53条第4項又は第5項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円

11	法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
12	法第53条の2第1項第3号又は第4号（これらの規定を法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積に関する許可申請手数料	160,000円
13	法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
14	法第55条第3項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
15	法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
16	法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
17	法第57条の2第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	ア 敷地の数が2である場合 78,000円 イ 敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
18	法第57条の3第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	6,400円に指定した敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額

19	法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
20	法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
21	法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
22	法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
23	法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
24	法第67条第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率等の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
25	法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
26	法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る認定申請手数料	27,000円

27	法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建ぺい率、同条第3項の規定による建築物の高さ又は同条第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進地区等内における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
28	法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進地区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
29	法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
29の2	法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
30	法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
31	法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
32	法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000円
33	法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円

34 法第85条第5項の規定による仮設興行場等又は仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円
34の2 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
35 法第86条第1項の規定による一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
36 法第86条第2項の規定による一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物（既存建築物を除く。イに於いて同じ。）の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条第3項の規定による広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

<p>38 法第86条第4項の規定による広い空地を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>広い空地を有する一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>39 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>40 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>

41 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物に関する許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料	ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
42 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
43 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
44 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
45 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
46 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円

47 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
48 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による興行場等としての使用許可申請手数料	120,000円
49 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による特別興行場等としての使用許可申請手数料	160,000円

(手数料の納付時期)

第29条の13 手数料は、確認等を申請する際又は計画等を通知する際に納めなければならない。

【解説】 各種申請又は通知手数料の納付時期について定めたものです。

申請等又は通知等を行う者は、所定の販売所にて収入証紙を購入し、申請書等に貼付の上、申請等を行うこととなります。

(手数料の減免)

第29条の14 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

【解説】 各種手数料の減免について定めたものです。

減免の対象となる項目については、規則第2条において、下記のとおり定められています。

手数料の減免を受けようとする者は、1/2減額又は免除の事由に該当することを証する書面を所定の申請書等に添えて、知事に提出する必要があります。

◎1/2減額となる場合

- ①行政庁の処分により移転する場合の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料
- ②その他知事が特別の理由があるものと認める場合の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料

◎免除となる場合

- ①災害により滅失・破損した住宅をその災害発生日から1年以内にこれを建築又は大規模な修繕をする場合の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料

(手数料の不還付)

第29条の15 既に納められた手数料は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

【解説】 既に納入済みである手数料の不還付について定めたものです。

既に受付され、消印を押された収入証紙の還付はしません。

ただし、各知事が特別の理由があると認める場合においては、この条の規定は適用されません。

(過料)

第29条の16 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

【解説】 不正行為等により手数料を免れた者に対する過料について定めたものです。

第7章 雑則

(仮設建築物等に対する適用の除外)

第30条 次に掲げる建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。

- (1) 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は仮設建築物
- (2) 法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等
- (3) 法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物

【解説】 仮設建築物の敷地及び構造に関する規定の適用範囲について定めたものです。仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、原則1年以内（工事期間中従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が認める期間）の期間を定めて許可を受けたものについては、第3章（建築物の敷地及び構造）及び第6章（日影による中高層の建築物の高さの制限）の規定は適用されません。

(事務処理の特例)

第30条の2 この条例に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、同表の右欄に掲げる市が処理することとなる。

事務	市
1 第17条の2の規定による認定に関する事務	那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市
2 第24条第1項ただし書（第28条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定に関する事務	
3 第27条第1項ただし書の規定による認定に関する事務	

【解説】 特定行政庁における事務処理の適用範囲について定めたものです。特定行政庁5市における劇場等の制限の緩和、延べ面積の合計が1,000㎡を超える大規模な建築物に対する接道長さの下限値の緩和及び倉庫等の出入口規定の緩和については、各市で処理事務を行うこととなります。

(規則への委任)

第30条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】 県規則への委任について定めたものです。

第8章 罰則

第31条 第4条、第5条第1項若しくは第2項、第6条から第8条まで、第10条から第17条まで、第18条から第22条まで、第24条、第25条第1項若しくは第2項、第26条又は第27条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

【解説】 条例違反を犯した設計者、工事施工者及び建築主への罰金刑について定めたものです。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

【解説】 条例違反を犯した法人等への罰金刑について定めたものです。

【作成・改正履歴】

作成・改正年月	改正した条項箇所	改正の内容
令和2年1月作成		
令和3年2月改正 (令和3年3月施行)	条例第27条	①解説の内容の改正 ②ただし書き許可基準の追加